

令和7年度 浜松市職員採用試験案内

第ⅠⅡ類

令和7年4月11日
浜松市人事委員会

第Ⅰ類行政職員（大学・大学院等）

第Ⅱ類行政職員（短大・大学等）

採用予定日 令和7年10月1日

【第1次試験日】令和7年6月15日（日）

【申込期間】令和7年4月21日（月）午後1時～令和7年5月21日（水）午後1時【受信有効】

※土木の区分については、同日付で令和7年10月1日採用（テストセンター方式）と、令和8年4月1日採用についての試験案内を公表しています。なお、同じ土木の区分を重複して受験することはできません。

浜松市の求める人物像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

前例に捉われず、前向きに挑戦する志を持ち、浜松市民のために何ができるのか、自ら考え、自ら行動することができる人材を求めています。

本試験の主なポイント

- ◆ 技術職は、第1次試験において、専門試験のみで受験できます。
- ◆ 免許職の面接回数は1回のみです。
- ◆ 土木（通常方式）を受験する人は、10月1日採用の土木（テストセンター方式）、令和8年4月1日採用の土木を受験することができません。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分			採用 予定人数	主な職務内容
第Ⅰ類	技術	土木 (通常方式)	10人程度	道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
第Ⅱ類	免許	歯科衛生士	若干名	保健所、区役所等での歯科衛生指導や相談などの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※ この試験を受験する人は、令和7年度浜松市職員採用試験（第Ⅰ類・第Ⅱ類）において、同一試験区分を受験することはできません。

※ 土木（通常方式）を受験する人は、浜松市職員採用試験（10月1日採用）の土木（テストセンター方式）を併せて受験することはできません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和 7 年 9 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 7 年 9 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 7 年 9 月までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分			受験資格
第Ⅰ類	技術	土木	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和 7 年 9 月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和 7 年 9 月までに修了見込みの人 ③ 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
第Ⅱ類	免許	歯科衛生士	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、歯科衛生士の免許を有する人または令和 7 年 9 月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人

- ※ 令和 7 年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。
- ※ 同日に実施される第Ⅰ類行政職員（令和 8 年 4 月 1 日採用）、第Ⅰ類消防職員、第Ⅱ類行政職員＜幼稚園教諭・保育士＞を併せて受験することはできません。
- ※ 免許取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許を取得できなかった場合または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。
- ※ 「土木」については、専門科目の履修の有無は問いません。
- ※ 土木（通常方式）を受験する人は、浜松市職員採用試験（令和 7 年 10 月 1 日採用）の土木（テストセンター方式）を併せて受験することはできません。

3 試験日程

（１） 土木

試験	日程	会場	合格発表
第 1 次試験	[筆記試験・性格検査] 6 月 15 日(日)	浜松市立高等学校 (浜松市中央区広沢 1-21-1)	【個別面接対象者の発表】 6 月 27 日(金) 浜松市ホームページに個別面接対象者の受験番号を掲示します。

第1次試験	[個別面接試験] 7月中下旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【第1次試験合格発表】 8月1日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[小論文試験・個別面接] 8月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【最終合格発表】 8月29日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※1 第1次試験筆記試験の成績の結果により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。

(2) 歯科衛生士

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 6月15日(日)	浜松市立高等学校 (浜松市中央区広沢 1-21-1)	【第1次試験合格発表】 6月27日(金) 浜松市ホームページに個別面接対象者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[小論文試験・個別面接] 7月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【最終合格発表】 7月25日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

4 試験の内容・配点

試験区分 試験方法			第Ⅰ類 土 木	第Ⅱ類 歯 科 衛 生 士	試験内容
第1次試験	筆記試験	教養試験	—	100	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います(90分) [別表1参照]
		専門試験	200	150	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。(120分) [別表2参照]
	性格検査		○		面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
	個別面接		600	—	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	合計		800	250	
第2次試験	個別面接		300		人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	小論文試験		100		課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います(60分)
	合計		400		

別表 1 **筆記試験（教養）**の出題分野（30 題・択一式）

第Ⅱ類	歯科衛生士	短期大学卒業程度の社会、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈 ※人文・自然の出題はありません。
-----	-------	---

別表 2 **筆記試験（専門）**の出題分野

第Ⅰ類	土木 (40題・択一式)	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
第Ⅱ類	歯科衛生士 (記述式)	人体（歯・口腔を除く）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ちおよび回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論および歯科診療補助論等

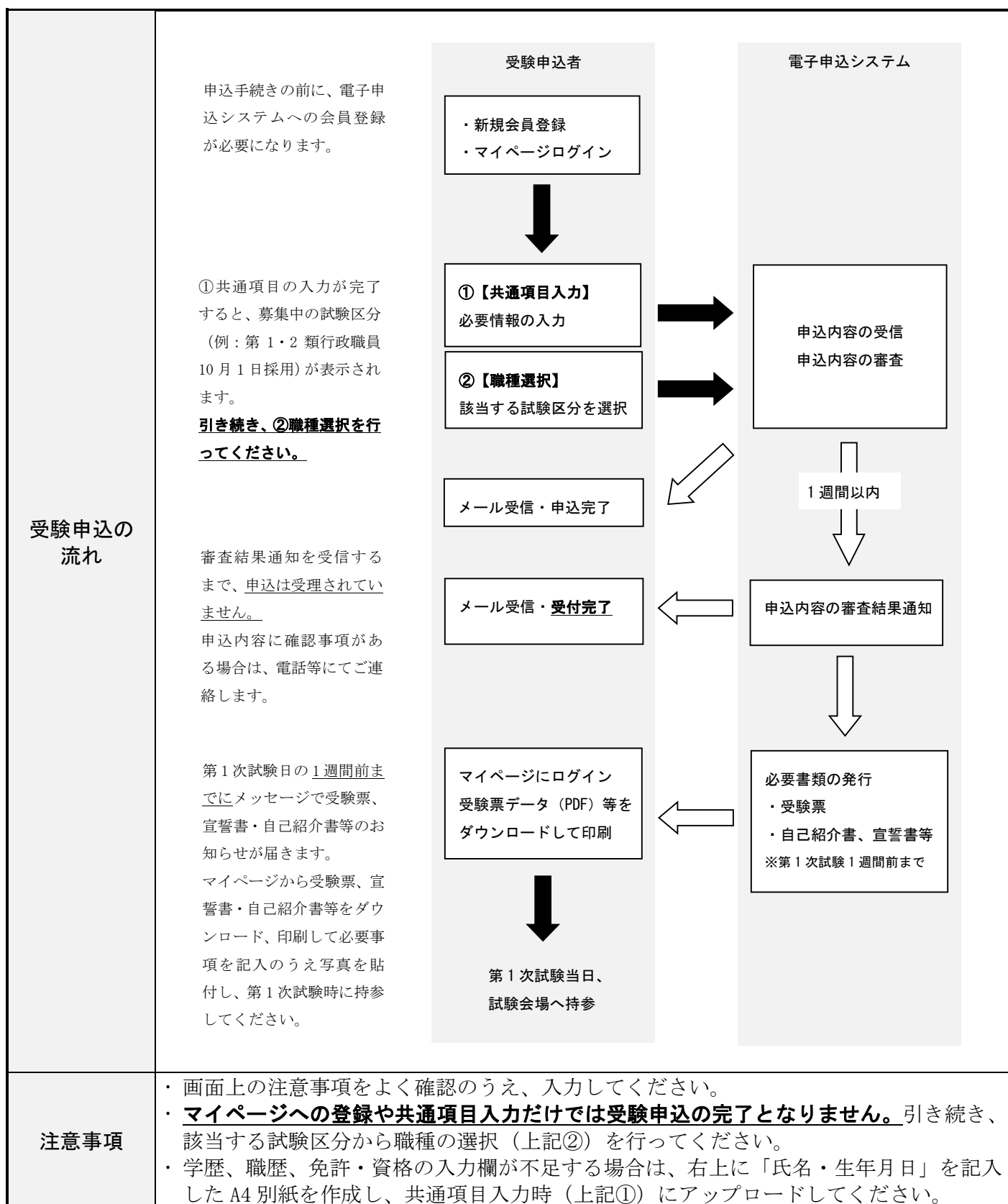
- ※1 土木においては、第 1 次試験筆記試験の成績により、第 1 次試験個別面接の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第 2 次試験の結果により決定します。**（第 1 次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※5 第 1 次試験の筆記試験（専門＜歯科衛生士を除く＞）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 受験申込手続き

（1）インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4 用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 1 時から 令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 1 時 ※ 申込期間中は 24 時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。



(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月21日（金）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。

受験票等の 発送	第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。
-------------	---

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和7年10月1日です。
※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
※ 採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
※ 受験資格に定める免許・資格を取得できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和7年4月1日現在のもの。)

(1) 初任給

職 種	区 分	初任給月額
土木	大学卒	約 236,000 円
	大学院修士課程修了	約 247,000 円
歯科衛生士	短期大学(3年制) 卒	約 230,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

給料(本給)、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.6カ月分が支給されます。

(採用初年度は採用される月によって異なります。)

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 勤務場所

原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(7) 休暇等

年次休暇（年間 20 日付与、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月 22 日は閉鎖

8 注意事項等

(1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

(3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。

(4) この採用試験に申し込む人は、同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。

(5) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**

(6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。

① 公権力の行使に当たる業務

（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）

[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制

② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）

(7) 第 1 次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第 1 次試験合格発表日以後 1 カ月間**に限り本人からの申請（インターネット・郵便）に基づいてお知らせします。

・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。

・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し 110 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。

・第 2 次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。

(8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 第1次試験（筆記）会場案内図

浜松市立高等学校（浜松市中央区広沢一丁目 21-1）



■遠鉄バス

(JR 浜松駅バスターミナルより約 15 分)

- ・2 番のりば：医療センター方面行き…「市立高校」下車
- ・1 番のりば：舘山寺温泉方面行き…「鹿谷町」下車、徒歩 5 分
- ・15 番のりば：気賀・三ヶ日方面行き…「鹿谷町」下車、徒歩 5 分

9 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）および LINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。



浜松市職員採用ホームページ



浜松市LINE公式アカウント
「浜松市役所職員採用情報」